

職員の懲戒処分について②

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	(1) 所 属 行 財 政 局 付 (事 案 発 生 時 : 子 ども 若 者 は ぐ く み 局 子 ども 若 者 未 来 部) (2) 年 齢 ・ 性 別 4 3 歳 ・ 男 性 (3) 職 位 ・ 職 種 課 長 級 ・ 事 務
処 分 日	令 和 4 年 3 月 2 2 日
処 分 内 容	減 給 1 0 分 の 1 1 月
事 案 概 要	1 被 処 分 者 は 以 下 の パ ワ ー ハ ラ ス メ ン ト を 行 っ た 。 (1) 令 和 2 年 9 月 頃 か ら 令 和 3 年 3 月 ま で , 直 属 の 部 下 で あ っ た 係 長 に 対 し , 同 係 長 が 業 務 に 係 る 相 談 を し た 際 な ど に , 威 圧 的 な 発 言 を 繰 り 返 し た 。 (2) 令 和 3 年 5 月 頃 , 同 年 4 月 に 配 属 さ れ 直 属 の 部 下 で あ っ た 係 長 に 指 摘 を 行 っ た 際 に , 威 圧 的 な 発 言 を し た 。 (3) 令 和 3 年 6 月 , 直 属 の 部 下 で あ っ た 担 当 者 に 対 し , 詰 問 す る 口 調 で 感 情 的 に 叱 責 し た 。 2 被 処 分 者 は , 職 場 の 机 や ロ ッ カ ー を い つ も よ り 強 く 閉 め る な ど , 音 を 殊 更 に 立 て る よ う な 行 為 を 複 数 回 行 い , 職 場 環 境 を 悪 化 さ せ た 。
備 考	上 記 事 案 に 対 す る 管 理 監 督 責 任 と し て , 当 時 の 直 属 の 上 司 に 対 し , 市 長 か ら 文 書 に よ る 厳 重 注 意 を 行 っ た 。